

# I 内閣府

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

内閣官房副長官 3

内閣府副大臣 3（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）

内閣府大臣政務官 3（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）

事務次官

## 1 本府

内閣府審議官 2

### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、審議官 18（併任の者を除く。うち 2 は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、参事官 9（併任の者を除く。うち 3 は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官 ]

政策統括官 7 [ 参事官 40（併任の者を除く。） ]

賞勲局 [ 総務課、審査官 3 ]

男女共同参画局 [ 総務課、調査課、推進課 ]

沖縄振興局 [ 総務課、参事官 4 ]

B 重要政策に関する会議

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

中央防災会議

男女共同参画会議

C 審議会等

宇宙政策委員会

民間資金等活用事業推進委員会

官民競争入札等監理委員会

事務局

食品安全委員会

事務局

独立行政法人評価委員会

公文書管理委員会

障害者政策委員会

原子力委員会

地方制度調査会

選挙制度審議会

衆議院議員選挙区画定審議会

国会等移転審議会

事務局

統計委員会

情報公開・個人情報保護審査会

事務局

公益認定等委員会

事務局

再就職等監視委員会

事務局

消費者委員会

事務局  
沖縄振興審議会

D 施設等機関

経済社会総合研究所  
迎賓館

E 特別の機関

北方対策本部  
北方対策副本部長  
金融危機対応会議  
民間資金等活用事業推進会議  
子ども・若者育成支援推進本部  
食育推進会議  
少子化社会対策会議  
高齢社会対策会議  
中央交通安全対策会議  
犯罪被害者等施策推進会議  
自殺総合対策会議  
消費者政策会議  
国際平和協力本部  
国際平和協力副本部長  
事務局  
日本学術会議  
副会長 3  
第一部、第二部、第三部 [それぞれに副部長及び幹事 2 を置く。]  
幹事会  
日本学術会議連携会員  
事務局  
官民人材交流センター  
官民人材交流副センター長

官民人材交流センター支所  
原子力立地会議  
死因究明等推進会議  
事務局

F 地方支分部局

沖縄総合事務局〔事務所〕  
国有財産地方審議会  
地方交通審議会  
沖縄位置境界明確化審議会

2 外局等

(1) 宮内庁

長官  
次長

A 内部部局

長官官房〔審議官、官務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、参事官2、秘書課、総務課、官務課、主計課、用度課〕

侍従職〔侍従長、侍従次長、女官長、侍医長、侍従7、女官6、侍医3〕

東宮職〔東宮大夫、東宮侍従長、東宮女官長、東宮侍医長、東宮侍従5、東宮女官4、東宮侍医3〕

式部職〔式部官長、式部副長2、式部官3〕

書陵部〔図書課、編修課、陵墓課〕

管理部〔管理課、工務課、庭園課、大膳課、車馬課、宮殿管理官〕

B 施設等機関

正倉院事務所

御料牧場

C 地方支分部局

京都事務所

(2) 公正取引委員会

委員長

委員 4

A 内部部局

事務総局

[ 事務総長、審判官 6 ]

官房 [ 総括審議官、審議官、参事官、総務課、人事課、国際課 ]

経済取引局 [ 総務課、調整課、企業結合課 ]

取引部 [ 取引企画課、企業取引課 ]

審査局 [ 審査管理官 2、管理企画課、審査長 5 ]

犯則審査部 [ 特別審査長 2 ]

(注) 局及び部には、それぞれ局長及び部長が置かれている。

B 地方機関

地方事務所 5 [ 支所 ]

< 北海道、東北、中部、近畿中国四国、九州 >

(3) 国家公安委員会

委員長 ( 国務大臣 )

委員 5

## 特別の機関

警察庁

長官

次長

### A 内部部局

長官官房 [ 官房長、総括審議官、政策評価審議官、審議官 5、技術審議官、参事官 5、首席監察官、総務課、人事課、会計課、給与厚生課、国際課、国家公安委員会事務官 ]

生活安全局 [ 生活安全企画課、地域課、少年課、保安課、情報技術犯罪対策課、生活経済対策管理官 ]

刑事局 [ 刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、犯罪鑑識官 ]

組織犯罪対策部 [ 企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官、犯罪収益移転防止管理官 ]

交通局 [ 交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課 ]

警備局 [ 警備企画課、公安課、警備課 ]

外事情報部 [ 外事課、国際テロリズム対策課 ]

情報通信局 [ 情報通信企画課、情報管理課、通信施設課、情報技術解析課 ]

( 注 ) 局及び部には、それぞれ局長及び部長が置かれている。

### B 附属機関

警察大学校

科学警察研究所

皇宮警察本部  
皇宮警察學校

C 地方機關

管區警察局 7  
＜東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州＞  
管區警察學校 7  
東京都警察情報通信部  
北海道警察情報通信部

(4) 金融庁

長官  
審判官 5 以內

A 內部部局

總務企画局 [ 總括審議官 1、審議官 4、參事官 10、總務課、政策課、企画課、市場課、企業開示課 ]  
檢査局 [ 總務課、審查課、檢査監理官 ]  
監督局 [ 總務課、銀行第一課、銀行第二課、保險課、証券課 ]  
國際政策統括官

B 審議會等

金融審議會  
証券取引等監視委員會  
事務局  
自動車損害賠償責任保險審議會  
公認會計士・監査審査會  
事務局  
金融機能強化審査會

## 企業會計審議會

### (5) 消費者庁

長官

次長

#### A 内部部局

[ 審議官 3、参事官、総務課、消費者政策課、消費者制度課、消費生活情報課、地方協力課、消費者安全課、取引対策課、表示対策課、食品表示課 ]

#### B 審議会等

消費者安全調査委員会



## II 復興庁

内閣総理大臣

復興大臣

復興副大臣 2（このほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）

復興大臣政務官（定数は定められていない。他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。）

事務次官

### A 内部部局

統括官 2 [ 審議官 4、参事官 9（併任の者を除く。） ]

### B 復興推進会議等

復興推進会議

復興推進委員会

### C 地方機関

復興局 3

< 岩手・宮城・福島 >

### Ⅲ 総務省

総務大臣

総務副大臣 2

総務大臣政務官 3

事務次官

#### 1 本省

総務審議官 3

##### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官 3、政策評価審議官、地域力創造審議官、審議官 14、参事官 9、秘書課、総務課、会計課、企画課、政策評価広報課 ]

人事・恩給局 [ 次長、総務課、人事政策課、公務員高齢対策課、恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課、参事官 5 ]

行政管理局 [ 企画調整課、行政情報システム企画課、管理官 8 ]

行政評価局 [ 総務課、行政相談課、政策評価官、評価監視官 9 ]

自治行政局 [ 行政課、住民制度課、市町村体制整備課、地域政策課、地域自立応援課 ]

公務員部 [ 公務員課、福利課 ]

選挙部 [ 選挙課、管理課、政治資金課 ]

自治財政局 [ 財政課、調整課、交付税課、地方債課、公営企業課、財務調査課 ]

自治税務局 [ 企画課、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課 ]

情報通信国際戦略局 [ 次長、情報通信政策課、技術政策課、通信規格課、宇宙通信政

策課、国際政策課、国際経済課、国際協力課、参事官3]

情報流通行政局 [総務課、情報流通振興課、情報通信作品振興課、情報通信利用促進課、地域通信振興課、放送政策課、放送技術課、地上放送課、衛星・地域放送課]

郵政行政部 [企画課、郵便課、貯金保険課、信書便事業課]

総合通信基盤局 [総務課]

電気通信事業部 [事業政策課、料金サービス課、データ通信課、電気通信技術システム課、高度通信網振興課、消費者行政課]

電波部 [電波政策課、基幹通信課、移動通信課、衛星移動通信課、電波環境課]

統計局 [総務課、統計情報システム課]

統計調査部 [調査企画課、国勢統計課、経済統計課、経済基本構造統計課、消費統計課]

政策統括官2 [統計企画管理官、統計審査官3、国際統計管理官]

## B 審議会等

退職手当・恩給審査会

地方財政審議会

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

事務局

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会

情報通信審議会  
情報通信行政・郵政行政審議会  
年金業務監視委員会  
年金記録確認中央第三者委員会

C 施設等機関

自治大学校  
情報通信政策研究所  
統計研修所

D 特別の機関

中央選挙管理会  
政治資金適正化委員会  
事務局

E 地方支分部局

管区行政評価局 7  
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四  
国、九州＞  
行政評価事務所 38（うち 3 は支局に置か  
れる。）  
行政評価支局 1  
＜四国＞  
年金記録確認地方第三者委員会 49  
総合通信局 10  
＜北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、  
近畿、中国、四国、九州＞  
沖縄行政評価事務所  
年金記録確認地方第三者委員会  
沖縄総合通信事務所

(1) 公害等調整委員会

委員長

委員 6

内部部局

事務局 [ 次長、総務課、審査官 9 ]

(2) 消防庁

長官

次長

審議官

A 内部部局

[ 総務課、消防・救急課、予防課 ]

国民保護・防災部 [ 防災課、参事官 3 ]

B 審議会等

消防審議会

C 施設等機関

消防大 学校

#### IV 法務省

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

事務次官

##### 1 本省

###### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、訟務總括審議官、審議官  
6、参事官 9、秘書課、人事課、會計課  
、施設課、訟務企画課、民事訟務課、行  
政訟務課、租稅訟務課、厚生管理官、財  
産訟務管理官 ]

司法法制部 [ 参事官 2、司法法制課、審査  
監督課 ]

民事局 [ 参事官 6、総務課、民事第一課、民  
事第二課、商事課、民事法制管理官 ]

刑事局 [ 参事官 5、総務課、国際課、刑事課  
、公安課、刑事法制管理官 ]

矯正局 [ 参事官、総務課、成人矯正課、少年  
矯正課、矯正医療管理官 ]

保護局 [ 参事官、総務課、更生保護振興課、  
観察課 ]

人権擁護局 [ 参事官、総務課、調査救済課、  
人権啓発課 ]

入国管理局 [ 参事官、総務課、入国在留課、  
審判課、警備課、出入国管理情報官 ]

###### B 審議会等

司法試験委員会

検察官適格審査会

中央更生保護審査会  
日本司法支援センター評価委員会  
法制審議会  
検察官・公証人特別任用等審査会

C 施設等機関

刑務所 62  
少年刑務所 7  
拘置所 8  
刑事施設視察委員会 77  
少年院 51  
少年鑑別所 51  
婦人補導院  
入国者収容所 3  
法務総合研究所  
矯正研修所

D 特別の機関

検察庁  
最高検察庁  
検事総長  
次長検事  
高等検察庁 8 [支部]  
< 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台  
、札幌、高松 >  
地方検察庁 50 [支部]  
区検察庁 438

E 地方支分部局

矯正管区 8  
< 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、  
高松、福岡 >

地方更生保護委員会 8

< 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、  
四国、九州 >

法務局 8 [ 支局、出張所 ]

< 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、  
高松、福岡 >

地方法務局 42 [ 支局、出張所 ]

地方入国管理局 8 [ 支局、出張所 ]

< 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、  
高松、福岡 >

入国者収容所等視察委員会 2

保護観察所 50 [ 支部 ]

保護司選考会 50

## 2 外局

### (1) 公安審査委員会

委員長

委員 6

委員補佐 3

内部部局

事務局

### (2) 公安調査庁

長官

次長

#### A 内部部局

総務部 [ 参事官、総務課、人事課 ]

調査第一部 [ 第一課、第二課、公安調査管理  
官 2 ]

調査第二部 [ 第一課、第二課、公安調査管理



官 3 ]

B 施設等機関

公安調査庁研修所

C 地方支分部局

公安調査局 8

< 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、  
四国、九州 >

公安調査事務所 14

## V 外務省

外務大臣

外務副大臣 2

外務大臣政務官 3

事務次官

外務審議官 2

### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、監察査察官、儀典長、外務報道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議官、審議官 13、参事官 11、考査・政策評価官、調査官、総務課、人事課、情報通信課、会計課、在外公館課、広報文化外交戦略課、報道課、文化交流・海外広報課、儀典総括官、国際報道官 ]

総合外交政策局 [ 総務課、安全保障政策課、国連企画調整課、国連政策課、人権人道課 ]

軍縮不拡散・科学部 [ 軍備管理軍縮課、不拡散・科学原子力課 ]

アジア大洋州局 [ 地域政策課、北東アジア課、中国・モンゴル第一課、中国・モンゴル第二課、大洋州課 ]

南部アジア部 [ 南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課 ]

北米局 [ 北米第一課、北米第二課、日米安全保障条約課 ]

中南米局 [ 中米カリブ課、南米課 ]

欧州局 [ 政策課、西欧課、中・東欧課、ロシア課 ]

中東アフリカ局 [ 中東第一課、中東第二課 ]

アフリカ部 [ アフリカ第一課、アフリカ第二課 ]

経済局 [ 政策課、国際経済課、国際貿易課、経済連携課、経済安全保障課 ]

国際協力局 [ 政策課、開発協力総括課、地球規模課題総括課、地球環境課、気候変動課、緊急・人道支援課、国別開発協力第一課、国別開発協力第二課、国別開発協力第三課 ]

国際法局 [ 国際法課、条約課、経済条約課、社会条約官 ]

領事局 [ 政策課、海外邦人安全課、旅券課、外国人課 ]

国際情報統括官 [ 国際情報官 4 ]

## B 審議会等

独立行政法人評価委員会

外務人事審議会

海外交流審議会

## C 施設等機関

外務省研修所

## D 特別の機関

在外公館

大使館 194

＜インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルデ

イブ、モンゴル、ラオス、オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト＞

### 総領事館 63

＜コルカタ、チェンナイ、ムンバイ、スラバヤ、デンパサール、メダン、チェンマイ、済州、釜山、広州、上海、重慶、瀋陽、青島、香港、カラチ、ホーチミン、

ペナン、シドニー、パース、ブリスベン、メルボルン、オークランド、アトランタ、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ナッシュビル、ニューヨーク、ハガツニヤ、ヒューストン、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、カルガリー、トロント、バンクーバー、モントリオール、クリチバ、サンパウロ、ベレン、マナウス、リオデジャネイロ、ミラノ、エディンバラ、バルセロナ、デュッセルドルフ、ハンブルク、フランクフルト、ミュンヘン、ストラスブール、マルセイユ、ウラジオストク、サンクトペテルブルク、ハバロフスク、ユジノサハリンスク、ドバイ、ジッダ、イスタンブール

#### 政府代表部 9

＜東南アジア諸国連合、国際連合、国際民間航空機関、在ウィーン国際機関、在ジュネーブ国際機関、軍縮会議、経済協力開発機構、国際連合教育科学文化機関、欧州連合＞

## VI 財務省

財務大臣

財務副大臣 2

財務大臣政務官 2

事務次官

### 1 本省

財務官

#### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官、政策評価審議官、審議官 10、参事官 10、秘書課、文書課、会計課、地方課、総合政策課、政策金融課、信用機構課、厚生管理官 ]

主計局 [ 次長 3、総務課、司計課、法規課、給与共済課、調査課、主計官 11、主計監査官 ]

主税局 [ 総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官 ]

関税局 [ 総務課、管理課、関税課、監視課、業務課、調査課 ]

理財局 [ 次長 2、総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官 2 ]

国際局 [ 次長、総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課 ]

#### B 審議会等

財政制度等審議会

関税・外国為替等審議会

独立行政法人評価委員会

関税等不服審査会

C 施設等機関

財務総合政策研究所

会計センター

関税中央分析所

税関研修所

D 地方支分部局

財務局 9 [出張所]

<北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、  
中国、四国、九州>

国有財産地方審議会 9

旧軍港市国有財産処理審議会（関東）

財務事務所 40（うち 2 は支局に置かれる  
。） [出張所]

財務支局 1 [出張所]

<福岡>

税関 8 [支署、出張所、監視署]

<函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、  
門司、長崎>

沖縄地区税関 [支署、出張所、監視署]

2 外局

国税庁

長官

次長

A 内部部局

長官官房 [審議官 2、参事官、総務課、人事  
課、会計課、企画課、国際業務課、厚生



管理官、広報広聴官、首席国税庁監察官  
]

課税部 [ 課税総括課、個人課税課、資産課税  
課、法人課税課、酒税課 ]

徴収部 [ 管理運営課、徴収課 ]

調査査察部 [ 調査課、査察課 ]

B 審議会等

国税審議会

C 施設等機関

税務大学校

D 特別の機関

国税不服審判所

E 地方支分部局

国税局 11 [ 税務署、税務署支署 ]

< 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本 >

土地評価審議会 11

沖縄国税事務所 [ 税務署 ]

土地評価審議会

## Ⅶ 文部科学省

文部科学大臣

文部科学副大臣 2

文部科学大臣政務官 2

事務次官

### 1 本省

文部科学審議官 2

#### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、總括審議官、政策評価審議官、審議官 9、参事官、人事課、総務課、會計課、政策課、国際課 ]

文教施設企画部 [ 技術参事官、施設企画課、施設助成課、計画課、参事官 ]

生涯学習政策局 [ 政策課、調査企画課、生涯学習推進課、社会教育課、男女共同参画学習課、参事官 ]

初等中等教育局 [ 初等中等教育企画課、財務課、教育課程課、児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課、国際教育課、教科書課、教職員課、参事官 ]

高等教育局 [ 高等教育企画課、大学振興課、専門教育課、医学教育課、学生・留学生課、国立大学法人支援課 ]

私学部 [ 私学行政課、私学助成課、参事官 ]

科学技術・學術政策局 [ 次長、政策課、基盤政策課、産業連携・地域支援課、放射線対策課、計画官、国際交流官 ]

研究振興局 [ 振興企画課、基礎研究振興課、情報課、學術機關課、學術研究助成課、

基盤研究課、ライフサイエンス課]  
研究開発局 [開発企画課、地震・防災研究課  
、海洋地球課、環境エネルギー課、宇宙  
開発利用課、原子力課、参事官]  
スポーツ・青少年局 [スポーツ・青少年企画  
課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、  
学校健康教育課、青少年課、参事官2]  
国際統括官

## B 審議会等

科学技術・学術審議会  
国立大学法人評価委員会  
独立行政法人評価委員会  
中央教育審議会  
教科用図書検定調査審議会  
大学設置・学校法人審議会  
原子力損害賠償紛争審査会

## C 施設等機関

国立教育政策研究所  
科学技術政策研究所

## D 特別の機関

日本学士院  
第一部  
第二部  
幹事  
事務長  
地震調査研究推進本部  
日本ユネスコ国内委員会  
副会長2  
運営小委員会

選考小委員会

専門小委員会

E 地方支分部局

原子力事務所 1

< 水戸 >

2 外局

文化庁

長官

次長

A 内部部局

長官官房 [ 審議官、政策課、著作権課、国際課 ]

文化部 [ 芸術文化課、国語課、宗務課 ]

文化財部 [ 文化財鑑査官、伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官 ]

B 審議会等

文化審議会

宗教法人審議会

C 特別の機関

日本芸術院

## VIII 厚生労働省

厚生労働大臣

厚生労働副大臣 2

厚生労働大臣政務官 2

事務次官

### 1 本省

厚生労働審議官

#### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官 2、技術総括審議官、政策評価審議官、年金管理審議官、審議官 10、参事官 8、人事課、総務課、会計課、地方課、国際課、厚生科学課 ]

統計情報部 [ 企画課、人口動態・保健社会統計課、雇用・賃金福祉統計課、情報システム課 ]

医政局 [ 総務課、指導課、医事課、歯科保健課、看護課、経済課、研究開発振興課、国立病院課 ]

健康局 [ 総務課、がん対策・健康増進課、疾病対策課、結核感染症課、生活衛生課、水道課 ]

医薬食品局 [ 総務課、審査管理課、安全対策課、監視指導・麻薬対策課、血液対策課 ]

食品安全部 [ 企画情報課、基準審査課、監視安全課 ]

労働基準局 [ 総務課、労働条件政策課、監督課、勤労者生活課 ]

安全衛生部 [ 計画課、安全課、労働衛生課 ]

、化学物質対策課]

労災補償部 [ 労災管理課、労働保険徴収課  
、補償課、労災保険業務課 ]

職業安定局 [ 次長、総務課、雇用政策課、雇  
用開発課、雇用保険課、労働市場センタ  
ー業務室 ]

派遣・有期労働対策部 [ 企画課、需給調整  
事業課、外国人雇用対策課 ]

高齢・障害者雇用対策部 [ 高齢者雇用対策  
課、障害者雇用対策課 ]

職業能力開発局 [ 総務課、能力開発課、育成  
支援課、能力評価課、海外協力課 ]

雇用均等・児童家庭局 [ 総務課、雇用均等政  
策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労  
働課、家庭福祉課、育成環境課、保育課  
、母子保健課 ]

社会・援護局 [ 総務課、保護課、地域福祉課  
、福祉基盤課、援護企画課、援護課、業  
務課 ]

障害保健福祉部 [ 企画課、障害福祉課、精  
神・障害保健課 ]

老健局 [ 総務課、介護保険計画課、高齢者支  
援課、振興課、老人保健課 ]

保険局 [ 総務課、保険課、国民健康保険課、  
高齢者医療課、医療課、調査課 ]

年金局 [ 総務課、年金課、国際年金課、企業  
年金国民年金基金課、数理課、事業企画  
課、事業管理課 ]

政策統括官 2 [ 参事官 4、政策評価官 ]

B 審議会等

社会保障審議会

厚生科学審議会  
労働政策審議会  
医道審議会  
薬事・食品衛生審議会  
独立行政法人評価委員会  
がん対策推進協議会  
肝炎対策推進協議会  
中央最低賃金審議会  
労働保険審査会  
中央社会保険医療協議会  
社会保険審査会  
疾病・障害認定審査会  
援護審査会

C 施設等機関

検疫所 13  
国立ハンセン病療養所 13  
国立医薬品食品衛生研究所  
国立保健医療科学院  
国立社会保障・人口問題研究所  
国立感染症研究所  
国立児童自立支援施設 2  
国立障害者リハビリテーションセンター

D 特別の機関

中央駐留軍関係離職者等対策協議会  
事務局

E 地方支分部局

地方厚生局 7 [支所]  
＜北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿  
、中国四国、九州＞

地方厚生支局 1

< 四国 >

地方社会保険医療協議会 8

都道府県労働局 47 [ 労働基準監督署、公共職業安定所 [ 出張所 ] ]

地方労働審議会 47

地方最低賃金審議会 47

紛争調整委員会 47

## 2 外局

中央労働委員会

会長

使用者委員 15

労働者委員 15

公益委員 15 ( 会長を含む。 )

### A 内部部局

事務局 [ 次長 2、総務課、審査課、調整第一課、調整第二課、調整第三課、審査総括官 2 ]

### B 地方機関

地方事務所 7

< 北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州 >



## IX 農林水産省

農林水産大臣

農林水産副大臣 2

農林水産大臣政務官 2

事務次官

### 1 本省

農林水産審議官

#### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官 2、技術総括審議官、政策評価審議官、生産振興審議官、審議官 6、参事官 9、報道官、総務課、政策課、秘書課、文書課、予算課、経理課、厚生課、地方課、評価改善課、食料安全保障課、環境政策課 ]

国際部 [ 国際政策課、国際経済課、国際協力課 ]

統計部 [ 管理課、経営・構造統計課、生産流通消費統計課、統計企画管理官 ]

検査部 [ 調整課、検査課 ]

消費・安全局 [ 総務課、消費・安全政策課、表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安全管理課、植物防疫課、動物衛生課、消費者情報官 ]

食料産業局 [ 総務課、企画課、新事業創出課、産業連携課、バイオマス循環資源課、食品小売サービス課、食品製造卸売課 ]

生産局 [ 総務課 ]

農産部 [ 農産企画課、穀物課、貿易業務課、園芸作物課、地域作物課、技術普及課、農業環境対策課 ]

畜産部 [ 畜産企画課、畜産振興課、牛乳乳  
製品課、食肉鶏卵課、競馬監督課 ]  
経営局 [ 総務課、経営政策課、農地政策課、  
就農・女性課、協同組織課、金融調整課  
、保険課、保険監理官 ]  
農村振興局 [ 次長、総務課 ]  
農村政策部 [ 農村計画課、中山間地域振興  
課、都市農村交流課、農村環境課 ]  
整備部 [ 設計課、土地改良企画課、水資源  
課、農地資源課、防災課、農村整備官  
]

B 審議会等

農業資材審議会  
食料・農業・農村政策審議会  
獣医事審議会  
農林漁業保険審査会  
独立行政法人評価委員会  
農林物資規格調査会

C 施設等機関

植物防疫所 4  
那覇植物防疫事務所  
動物検疫所  
動物医薬品検査所  
農林水産研修所  
農林水産政策研究所

D 特別の機関

農林水産技術会議  
事務局

## E 地方支分部局

地方農政局 7 [事務所、事業所、支所]

<東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州>

地域センター 59 [支所]

北海道農政事務所

地域センター 6 [支所]

## 2 外局

### (1) 林野庁

長官

次長

## A 内部部局

林政部 [林政課、企画課、経営課、木材産業課、木材利用課]

森林整備部 [計画課、整備課、治山課、研究・保全課]

国有林野部 [管理課、経営企画課、業務課、職員・厚生課]

## B 審議会等

林政審議会

## C 施設等機関

森林技術総合研修所

## D 地方支分部局

森林管理局 7 [森林管理署、支署]

<北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州>

国有林野管理審議会 7

(2) 水産庁

長官

次長

A 内部部局

漁政部 [ 参事官、漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官 ]

資源管理部 [ 審議官、参事官、管理課、漁業調整課、国際課 ]

増殖推進部 [ 参事官、研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課 ]

漁港漁場整備部 [ 計画課、整備課、防災漁村課 ]

B 審議会等

水産政策審議会

C 特別の機関

太平洋広域漁業調整委員会

日本海・九州西広域漁業調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

D 地方支分部局

漁業調整事務所 6

< 北海道、仙台、新潟、境港、瀬戸内海、九州 >

X 経済産業省

経済産業大臣

経済産業副大臣 2

経済産業大臣政務官 2

事務次官

1 本省

経済産業審議官

A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、総括審議官、政策評価審議官、調査統計審議官、地域経済産業審議官、技術総括審議官、商務流通保安審議官、審議官 19、参事官 14、秘書課、総務課、会計課、政策評価広報課、情報システム厚生課、参事官 3 ]

経済産業政策局 [ 経済産業政策課、調査課、産業構造課、産業組織課、産業再生課、産業資金課、企業行動課、地域経済産業政策課、立地環境整備課、産業施設課、参事官 ]

通商政策局 [ 通商政策課、国際経済課、経済連携課、米州課、欧州課、中東アフリカ課、アジア大洋州課、北東アジア課 ]

通商機構部 [ 参事官 3 ]

貿易経済協力局 [ 貿易振興課、通商金融・経済協力課、資金協力課、技術協力課、貿易保険課 ]

貿易管理部 [ 貿易管理課、貿易審査課、安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課 ]

産業技術環境局 [ 産業技術政策課、大学連携

推進課、技術振興課、研究開発課、基準  
認証政策課、認証課、知的基盤課、環境  
政策課、リサイクル推進課]

製造産業局 [鉄鋼課、非鉄金属課、化学物質  
管理課、化学課、生物化学産業課、住宅  
産業窯業建材課、産業機械課、自動車課  
、航空機武器宇宙産業課、繊維課、紙業  
服飾品課]

商務情報政策局 [情報政策課、情報経済課、  
情報処理振興課、情報通信機器課、サー  
ビス政策課、生活文化創造産業課、ヘル  
スケア産業課、文化情報関連産業課、流  
通政策課、商取引・消費経済政策課、商  
取引監督課、製品安全課、保安課、電力  
安全課、鉱山・火薬類監理官]

## B 審議会等

産業構造審議会

消費経済審議会

日本工業標準調査会

計量行政審議会

中央鉱山保安協議会

独立行政法人評価委員会

輸出入取引審議会

化学物質審議会

## C 施設等機関

経済産業研修所

## D 地方支分部局

経済産業局 8 [支局、通商事務所、アルコー  
ル事務所]

< 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、  
四国、九州 >

産業保安監督部 5 [支部、産業保安監督署]

< 北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、  
九州 >

那覇産業保安監督事務所

## 2 外局

### (1) 資源エネルギー庁

長官

次長

#### A 内部部局

長官官房 [総合政策課、国際課]

省エネルギー・新エネルギー部 [政策課、省  
エネルギー対策課、新エネルギー対策課  
]

資源・燃料部 [政策課、石油・天然ガス課、  
石油精製備蓄課、石油流通課、石炭課、  
鉱物資源課]

電力・ガス事業部 [政策課、電力市場整備課  
、ガス市場整備課、電力基盤整備課、原  
子力政策課、原子力立地・核燃料サイク  
ル産業課]

#### B 審議会等

総合資源エネルギー調査会

調達価格等算定委員会

### (2) 特許庁

長官

特許技監

A 内部部局

総務部 [ 秘書課、総務課、会計課、企画調査課、普及支援課、国際課 ]

審査業務部 [ 方式審査課、出願支援課、国際出願課、商標課、意匠課、審査長 7 ]

特許審査第一部 [ 調整課、審査長 5 ]

特許審査第二部 [ 審査長 7 ]

特許審査第三部 [ 審査長 7 ]

特許審査第四部 [ 審査長 7 ]

審判部 [ 審判課、審判長 129 ]

B 審議会等

工業所有権審議会

(3) 中小企業庁

長官

次長

A 内部部局

長官官房 [ 参事官 ]

事業環境部 [ 企画課、金融課、財務課、取引課 ]

経営支援部 [ 参事官、経営支援課、新事業促進課、創業・技術課、商業課 ]

B 審議会等

中小企業政策審議会



## X I 国 土 交 通 省

国 土 交 通 大 臣

国 土 交 通 副 大 臣 2

国 土 交 通 大 臣 政 務 官 3

事 務 次 官

### 1 本 省

技 監

国 土 交 通 審 議 官 3

#### A 内 部 部 局

大 臣 官 房 [ 官 房 長、総 括 審 議 官 2、技 術 総 括 審 議 官、建 設 流 通 政 策 審 議 官、危 機 管 理 ・ 運 輸 安 全 政 策 審 議 官、政 策 評 価 審 議 官、審 議 官 20、技 術 審 議 官 4、参 事 官 18、技 術 参 事 官 2、人 事 課、総 務 課、広 報 課、会 計 課、地 方 課、福 利 厚 生 課、技 術 調 査 課、監 察 官、危 機 管 理 官、運 輸 安 全 監 理 官 ]

官 庁 営 繕 部 [ 管 理 課、計 画 課、整 備 課、設 備 ・ 環 境 課 ]

総 合 政 策 局 [ 次 長、総 務 課、政 策 課、安 心 生 活 政 策 課、環 境 政 策 課、海 洋 政 策 課、官 民 連 携 政 策 課、物 流 政 策 課、公 共 事 業 企 画 調 整 課、技 術 政 策 課、国 際 政 策 課、海 外 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課、情 報 政 策 課、行 政 情 報 化 推 進 課、参 事 官 ]

公 共 交 通 政 策 部 [ 交 通 計 画 課、交 通 支 援 課、参 事 官 ]

国 土 政 策 局 [ 総 務 課、総 合 計 画 課、広 域 地 方 政 策 課、国 土 情 報 課、地 方 振 興 課、離 島 振 興 課、計 画 官 2、特 別 地 域 振 興 官 ]

土地・建設産業局 [次長、総務課、企画課、  
土地市場課、地価調査課、地籍整備課、  
不動産業課、不動産市場整備課、建設業  
課、建設市場整備課]

都市局 [総務課、都市政策課、都市安全課、  
まちづくり推進課、都市計画課、市街地  
整備課、街路交通施設課、公園緑地・景  
観課]

水管理・国土保全局 [次長、総務課、水政課  
、河川計画課、河川環境課、治水課、防  
災課]

水資源部 [水資源政策課、水資源計画課]

下水道部 [下水道企画課、下水道事業課、  
流域管理官]

砂防部 [砂防計画課、保全課]

道路局 [次長、総務課、路政課、道路交通管  
理課、企画課、国道・防災課、環境安全  
課、高速道路課]

住宅局 [総務課、住宅政策課、住宅総合整備  
課、安心居住推進課、住宅生産課、建築  
指導課、市街地建築課]

鉄道局 [次長、総務課、幹線鉄道課、都市鉄  
道政策課、鉄道事業課、国際課、技術企  
画課、施設課、安全監理官]

自動車局 [次長、総務課、安全政策課、環境  
政策課、技術政策課、自動車情報課、旅  
客課、貨物課、審査・リコール課、整備  
課]

海事局 [次長、総務課、安全・環境政策課、  
海事人材政策課、外航課、内航課、運航  
労務課、船舶産業課、安全基準課、検査  
測度課、海技課]

港湾局 [ 総務課、港湾経済課、計画課、産業  
港湾課、技術企画課、海洋・環境課、海  
岸・防災課 ]

航空局 [ 次長、総務課、航空戦略課 ]

航空ネットワーク部 [ 航空ネットワーク企  
画課、航空事業課、空港施設課、首都  
圏空港課、環境・地域振興課 ]

安全部 [ 安全企画課、空港安全・保安対策  
課、運航安全課、航空機安全課 ]

交通管制部 [ 交通管制企画課、管制課、運  
用課、管制技術課 ]

北海道局 [ 総務課、予算課、地政課、水政課  
、港政課、農林水産課、参事官 ]

政策統括官 2 [ 政策評価官 ]

国際統括官

## B 審議会等

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

中央建設工事紛争審査会

中央建設業審議会

土地鑑定委員会

国土開発幹線自動車道建設会議

中央建築士審査会

独立行政法人評価委員会

奄美群島振興開発審議会

小笠原諸島振興開発審議会

## C 施設等機関

国土交通政策研究所

国土技術政策総合研究所

国土交通大学校

航空保安大学校

D 特別の機関

国土地理院

小笠原総合事務所

海難審判所

E 地方支分部局

地方整備局 8 [事務所]

< 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四  
国、九州 >

北海道開発局 [開発建設部]

地方運輸局 9 [事務所]

< 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近  
畿、中国、四国、九州 >

地方交通審議会 9

運輸監理部 1 [事務所]

< 神戸 >

運輸支局 51 [事務所]

地方航空局 2 [事務所]

< 東京、大阪 >

航空交通管制部 4

< 札幌、東京、福岡、那覇 >

2 外局

(1) 観光庁

長官

次長

審議官

## 内部部局

[ 参事官 2、総務課、観光産業課、国際観光政策課、国際交流推進課 ]

観光地域振興部 [ 観光地域振興課、観光資源課 ]

## (2) 気象庁

長官

次長

### A 内部部局

総務部 [ 参事官、総務課、人事課、企画課、民間事業振興課、経理管理官、航空気象管理官 ]

予報部 [ 業務課、予報課、数値予報課、情報通信課 ]

観測部 [ 計画課、観測課、気象衛星課 ]

地震火山部 [ 管理課、地震津波監視課、地震予知情報課、火山課 ]

地球環境・海洋部 [ 地球環境業務課、気候情報課、海洋気象課、環境気象管理官 ]

### B 施設等機関

気象研究所

気象衛星センター

高層気象台

地磁気観測所

気象大学校

### C 地方支分部局

管区気象台 5 [ 測候所 ]

< 札幌、仙台、東京、大阪、福岡 >

地方气象台 48 [ 测候所、出張所 ]  
沖繩气象台 [ 测候所 ]  
地方气象台 3 [ 测候所、出張所 ]  
海洋气象台 4  
< 函館、舞鶴、神戸、長崎 >

(3) 運輸安全委員会

委員長  
委員 12

内部部局

事務局 [ 審議官、総務課、参事官、首席航空  
事故調査官、首席鉄道事故調査官、首席  
船舶事故調査官、首席地方事故調査官 4  
]

(4) 海上保安庁

長官  
次長  
警備救難監

A 内部部局

[ 首席監察官 ]

総務部 [ 参事官 3、政務課、秘書課、人事課  
、情報通信課、教育訓練管理官、主計管  
理官、国際・危機管理官 ]

装備技術部 [ 管理課、施設補給課、船舶課、  
航空機課 ]

警備救難部 [ 管理課、刑事課、国際刑事課、  
警備課、警備情報課、救難課、環境防災  
課 ]

海洋情報部 [ 企画課、技術・国際課、海洋調

查課、環境調查課、海洋情報課、航海情報課]

交通部 [企畫課、安全課、計畫運用課、整備課]

B 施設等機関

海上保安大学校

海上保安学校

C 地方支分部局

管区海上保安本部 11 [事務所]

< 第一 ~ 第十一 >

## X II 環境省

環境大臣

環境副大臣 2

環境大臣政務官 2

事務次官

### 1 本省

地球環境審議官

#### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、審議官 6、参事官 2、秘書課、総務課、会計課、政策評価広報課 ]

廃棄物・リサイクル対策部 [ 企画課、廃棄物対策課、産業廃棄物課 ]

総合環境政策局 [ 総務課、環境計画課、環境経済課、環境影響評価課 ]

環境保健部 [ 企画課、環境安全課、参事官 ]

地球環境局 [ 総務課、地球温暖化対策課、国際連携課 ]

水・大気環境局 [ 総務課、大気環境課、自動車環境対策課、水環境課、土壌環境課 ]

自然環境局 [ 総務課、自然環境計画課、国立公園課、野生生物課 ]

#### B 審議会等

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

臨時水俣病認定審査会



C 施設等機関

環境調査研修所

D 特別の機関

公害対策会議

E 地方支分部局

地方環境事務所 7

< 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四  
国、九州 >

2 外局

原子力規制委員会

委員長

委員 4

A 内部部局

原子力規制庁 [ 次長、緊急事態対策監、審議  
官 3、原子力地域安全総括官、総務課、  
政策評価・広聴広報課、国際課、技術基  
盤課、原子力防災課、監視情報課、安全  
規制管理官 5 ]

B 審議会等

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

## X Ⅲ 防衛省

防衛大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官 2

事務次官

防衛大臣補佐官 3 以內

### A 内部部局

大臣官房 [ 官房長、衛生監、技術監、報道官、審議官 7、米軍再編調整官、参事官 5、秘書課、文書課、企画評価課、広報課、訟務管理官 ]

防衛政策局 [ 次長 2、防衛政策課、日米防衛協力課、国際政策課、防衛計画課、調査課 ]

運用企画局 [ 事態対処課、国際協力課、運用支援課、情報通信・研究課 ]

人事教育局 [ 人事計画・補任課、給与課、人材育成課、厚生課、服務管理官、衛生官 ]

経理装備局 [ 会計課、監査課、装備政策課、システム装備課、艦船武器課、航空機課、施設整備課、技術計画官、施設技術官 ]

地方協力局 [ 次長 2、地方協力企画課、地方調整課、周辺環境整備課、防音対策課、補償課、施設管理課、提供施設課、労務管理課、沖縄調整官、調達官 ]

### B 審議会等

自衛隊員倫理審査会

防衛施設中央審議会

独立行政法人評価委員会

防衛人事審議会

防衛調達審議会

C 施設等機関

防衛大 学 校

防衛医科大 学 校

防衛研 究 所

D 特別の機関

防衛会 議

幕僚監部

統合幕僚監部

統合幕僚長

統合幕僚副長

統合幕僚学校

陸上幕僚監部

陸上幕僚長

陸上幕僚副長

海上幕僚監部

海上幕僚長

海上幕僚副長

航空幕僚監部

航空幕僚長

航空幕僚副長

自衛隊の部隊及び機関

陸上自衛隊

方面隊 5 [ 方面総監、方面総監部、直轄  
部隊 ]

< 北部、東北、東部、中部、西部 >

師団 9 [ 師団長、師団司令部、直轄部  
隊 ]

< 第一 ~ 第四、第六 ~ 第十 >

旅団 6 [ 旅団長、旅団司令部、直轄部隊 ]

< 第五、第十一 ~ 第十五 >

中央即応集団 [ 中央即応集団司令官、中央即応集団司令部、直轄部隊 ]

防衛大臣直轄部隊

学校

補給処

研究本部

補給統制本部

海上自衛隊

自衛艦隊 [ 自衛艦隊司令官、自衛艦隊司令部、直轄部隊 ]

護衛艦隊 [ 護衛艦隊司令官、護衛艦隊司令部、直轄部隊 ]

航空集団 [ 航空集団司令官、航空集団司令部、直轄部隊 ]

潜水艦隊 [ 潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部、直轄部隊 ]

地方隊 5 [ 地方總監、地方總監部、直轄部隊 ]

< 横須賀、舞鶴、大湊、佐世保、呉 >

教育航空集団 [ 教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊 ]

練習艦隊 [ 練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊 ]

防衛大臣直轄部隊

学校

補給処

補給本部

航空自衛隊

航空総隊 [ 航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊 ]

航空方面隊 3 [ 航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊 ]

< 北部、中部、西部 >

航空団 6 [ 航空団司令、航空団司令部、直轄部隊 ]

< 第二、第三、第五～第八 >

航空混成団 [ 航空混成団司令、航空混成団司令部、直轄部隊 ]

航空支援集団 [ 航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊 ]

航空教育集団 [ 航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊 ]

航空団 2 [ 航空団司令、航空団司令部、直轄部隊 ]

< 第一、第四 >

航空開発実験集団 [ 航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊 ]

防衛大臣直轄部隊

学校

補給処

補給本部

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の  
共同の部隊

自衛隊情報保全隊

自衛隊指揮通信システム隊

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の  
共同の機関

学校

病院

地方協力本部

情報本部

技術研究本部

装備施設本部

防衛監察本部

E 地方支分部局

地方防衛局 8 [ 地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所 ]

< 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄 >

防衛施設地方審議会 8

## 注

- 1 本表は、内閣府設置法第2条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、復興庁設置法第2条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
- 2 本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
  - (1) 国家行政組織法第19条第1項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
  - (2) 国家行政組織法第21条第1項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
  - (3) 法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
- 3 複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
- 4 官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に〔 〕書きで組織の名称を記載している。
- 5 地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとにな置かれている組織等については、〈 〉書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には

、組織名の右に〔 〕書きで支所・出張所等の  
名称を記載している。